

汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いに関する説明会

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により、下水汚泥等に相当程度の放射性物質が検出されたことを受けて、汚泥肥料の原料として利用される汚泥については、適切な管理が求められるようになりました。

当協会では、7月15日付け農林水産省通知「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」に係わる内容の説明会を開催いたしますのでご案内いたします。

【説明会内容】

- ・汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて
- ・汚泥のサンプリング等に係る技術的事項
- ・汚泥肥料中の放射性セシウムの測定
- ・帳簿の記載方法等

講師／農林水産省消費・安全局農産安全管理課の担当者

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 開催日 | 平成23年9月2日(金) 14:30~16:30 (受付 14:00) |
| 会場 | あざれあ 大会議室 (静岡市駿河区馬淵 1-17-1) |
| 会費 | 無料 |
| 定員 | 140名 (先着順) |
| 申込み | 下欄の申込書にてお申し込みください。【締切日 8/26】 |
| 主催 | 社団法人静岡県産業廃棄物協会 |
| 問合せ | 協会事務局 TEL054-255-8285 (担当 瀬崎) |

- FAX送信先 054-252-2845 (社団法人静岡県産業廃棄物協会 行)

汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いに関する説明会申込書

| | | |
|-----|-----|-----|
| 会社名 | | |
| 参加者 | 氏名 | 職名 |
| | | |
| 連絡先 | TEL | FAX |

*電子メールで申し込む場合は、この内容を<sanpai@shizuoka-sanpai.or.jp>までお送りください。

汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて ポイント

原料汚泥中の放射性セシウム濃度が200ベクレル/kg以下の場合
については、汚泥肥料の原料として使用できる。

- 次の都県から発生する肥料利用される全ての汚泥が対象。
岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、
群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、
山梨県、静岡県、新潟県
- 原料汚泥として評価。（脱水汚泥又は焼成した汚泥として）
- 200ベクレル/kg以下であれば、乾燥汚泥や汚泥発酵肥料等の原料
として使用できる。
- 汚泥の排出者は、原料汚泥について放射性セシウム濃度を
測定し、汚泥の搬出先等とともに記録・保管するとともに
農林水産省農政事務所等へ毎月10日迄に報告する。
- 汚泥肥料の生産業者は、原料汚泥の放射性セシウム濃度が200
ベクレル/kg以下であることを確認のうえ原料として使用し、
搬出元・数量等とともに記録・保管を行う。

特例措置

原料汚泥の放射性セシウム濃度が施用する農地土壌以下
であり、かつ、1,000ベクレル/kg以下であれば、汚泥肥
料の原料として使用できる。

- 汚泥の排出者が自ら汚泥肥料の生産・販売を行っており、
かつ、し尿の収集や排水の集水区域内に肥料を施用する場
合に限定。
- 原料汚泥について放射性セシウム濃度を測定し記録・保管
するとともに農林水産省農政事務所等へ毎月10日迄に報告
する。